

2 政 統 第 2 1 6 4 号
令 和 3 年 2 月 2 6 日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

諮 問

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第7項において準用する同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。